破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第６２４号
兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目19番13号、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町南栄町１番３号
破産者　安井　雅人
1　主文　当裁判所が平成25年２月12日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「兵庫県高砂市御旅１丁目19番13号、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町南栄町１番３号」とあるのを「兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目19番13号、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町南栄町１番３号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年２月26日
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４４２号
福岡県宗像市神湊651番２号
破産者　株式会社清明観光
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２４号
福岡県古賀市天神１丁目１番16号
破産者　有限会社一の屋水産
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３号
佐賀県鳥栖市鎗田町445番地10
破産者　有限会社おがた建築設計室
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
山梨県甲府市川田町934番地１の103
破産者　有限会社こーうんてい
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
神奈川県横浜市中区初音町２丁目37番地２
破産者　有限会社中鉄
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
三重県津市上弁財町津興3267番地、破産手続開始決定時の住所三重県津市高茶屋小森町丸田356―２
破産者　呉宮𠀋國こと　呉　　𠀋國
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９３号
三重県鈴鹿市野辺２丁目20番２号
破産者　有限会社服部電気
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１３号
三重県津市東丸之内９番６号
破産者　阪口　由美
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４０号
三重県津市安濃町田端上野987番地の56、廃業当時の本店所在地三重県津市安濃町清水255番地４
破産者　有限会社一成商会
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２４号
岡山市北区十日市西町８番68―２号
破産者　イング株式会社
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５号
仙台市若林区新寺１丁目７番17―1210号、開始決定時の住所福島市瀬上町字四斗蒔12番地の７　Ｐ・Ｓビレッジ102
破産者　近藤　智洋
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
福島県いわき市平字三倉66番１号　大陽ビル２階
破産者　アリジェンス・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１２１号
東京都八王子市平岡町41番８号
破産者　株式会社イーボックス・クリエイト
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１０７号
東京都八王子市暁町３丁目４番７―212号、住民票上の住所東京都八王子市暁町２丁目９番14―503号
破産者　荒井　美佳
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３２５号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目39番11号
破産者　株式会社フレックスデザイン
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６１号
横浜市港北区新横浜３丁目16番地１
破産者　健美工房株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２号
岐阜県各務原市川島笠田町138番地
破産者　松原　哲也
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３６２号
岐阜市長良３丁目７番地　ＪＫ　ＣＡＳＴＥＬＬＯ　３Ａ、住民票上の住所岐阜市忠節町２丁目38番地
破産者　長屋　康博
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
岐阜県下呂市萩原町萩原1505番地の９
破産者　清見土木株式会社
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係